

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
Ⅲ 主要行等監督上の評価項目	Ⅲ 主要行等監督上の評価項目
Ⅲ－３ 業務の適切性等	Ⅲ－３ 業務の適切性等
Ⅲ－３－２ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性	Ⅲ－３－２ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性
Ⅲ－３－２－２ 財務報告に係る内部統制	Ⅲ－３－２－２ 財務報告に係る内部統制
<p>開示に当たって、財務諸表等が適正に作成される内部統制システムを構築するとともに、それが機能していたかを経営者自らが確認し、そのシステムを不断に見直すことにより、銀行経営のガバナンスが発揮されることが重要である。</p> <p>主要行等においては、平成 15 年 3 月期より、銀行の代表者が有価証券報告書等に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面（いわゆる代表者確認書）を有価証券報告書等に添付しているが、この書面作成に当たっては、内部統制システムの有効性の確認が必要となっている。また、金融商品取引法の施行に伴い、上場会社及び店頭登録会社である主要行等においては、平成 20 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、有価証券報告書等の記載内容が適正である旨を記載した確認書を有価証券報告書、<u>半期報告書</u>等と併せて提出するとともに、財務報告に係る内部統制の有効性を評価した結果等を記載した報告書（内部統制報告書）についても、事業年度毎に作成する有価証券報告書等と</p>	<p>開示に当たって、財務諸表等が適正に作成される内部統制システムを構築するとともに、それが機能していたかを経営者自らが確認し、そのシステムを不断に見直すことにより、銀行経営のガバナンスが発揮されることが重要である。</p> <p>主要行等においては、平成 15 年 3 月期より、銀行の代表者が有価証券報告書等に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面（いわゆる代表者確認書）を有価証券報告書等に添付しているが、この書面作成に当たっては、内部統制システムの有効性の確認が必要となっている。また、金融商品取引法の施行に伴い、上場会社及び店頭登録会社である主要行等においては、平成 20 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、有価証券報告書等の記載内容が適正である旨を記載した確認書を有価証券報告書、<u>四半期報告書</u>等と併せて提出するとともに、財務報告に係る内部統制の有効性を評価した結果等を記載した報告書（内部統制報告書）についても、事業年度毎に作成する有価証券報告書等</p>

改正案	現行
<p>併せて提出する必要がある。 (参考) [略]</p> <p>Ⅲ－３－２－４ 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ－３－２－４－４ 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第19条の2第1項第5号二、第19条の3第1項第3号ハ、第19条の5、第34条の26第1項第4号ハ、及び第34条の27の2関係）</p> <p>自己資本比率規制及びレバレッジ比率規制の第3の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱（最低所要自己資本比率及び最低レバレッジ比率）及び第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、開示告示に従って、以下の事項に留意し、適切に実施される必要がある。また、金融機関は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。</p> <p>ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報</p>	<p>と併せて提出する必要がある。 (参考) [略]</p> <p>Ⅲ－３－２－４ 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ－３－２－４－４ 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第19条の2第1項第5号二、第19条の3第1項第3号ハ、第19条の5、第34条の26第1項第4号ハ、及び第34条の27の2関係）</p> <p>自己資本比率規制及びレバレッジ比率規制の第3の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱（最低所要自己資本比率及び最低レバレッジ比率）及び第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、開示告示に従って、以下の事項に留意し、適切に実施される必要がある。また、金融機関は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。</p> <p>ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報</p>

改正案	現 行
<p>については、これらの情報を公開することで銀行の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。</p> <p>(注) [略]</p> <p>(1) ~ (5) [略]</p> <p>(6) 四半期ごとの開示事項 【国際統一基準行・国際統一基準持株会社】</p> <p>① 開示告示第6条及び第9条に規定する事項につき、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。</p> <p>また、開示告示第6条に掲げる銀行における四半期の開示事項のうち、<u>第1項第2号、第3号及び第5号並びに第2項第2号から第4号まで及び第6号から第11号までに掲げる事項又は第9条第1項に掲げる銀行持株会社における四半期の開示事項のうち、第2号、第3号及び第5号から第10号までに掲げる事項を開示する場合には、対象となる四半期の末日を基準日とする金融商品取引法第24条第1項</u></p>	<p>については、これらの情報を公開することで銀行の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。</p> <p>(注) [略]</p> <p>(1) ~ (5) [略]</p> <p>(6) 四半期ごとの開示事項 【国際統一基準行・国際統一基準持株会社】</p> <p>① 開示告示第6条及び第9条に規定する事項につき、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。</p> <p>また、開示告示第6条に掲げる銀行における四半期の開示事項のうち、<u>第1項第2号から第4号まで及び第6号、第2項並びに第3項第2号から第4号まで及び第6号から第11号までに掲げる事項又は第9条第1項に掲げる銀行持株会社における四半期の開示事項のうち、第2号から第4号まで及び第6号から第11号までに掲げる事項を開示する場合には、対象となる四半期の末日を基準日とする金融商</u></p>

改正案	現 行
<p>若しくは第3項の規定に基づく有価証券報告書、<u>同法第24条の5第1項の規定に基づく半期報告書又は金融商品取引所の規則等に基づく四半期決算短信</u>の公表後、速やかに行うことが適当である。</p> <p>開示告示第6条及び第9条に掲げる開示事項のうち、同告示別紙様式第8号第二面及び第三面に基づいて開示する場合には、同<u>四半期決算短信</u>の公表後、変動要因の分析に要する時間を勘案しつつ、速やかに行うことが望ましい。</p> <p>他方、これ以外の開示事項については、同<u>四半期決算短信</u>の公表後、速やかに行うことが望ましい。</p> <p>②、③ [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>Ⅲ－3－2－4－6 流動性に係る経営の健全性の状況の開示 （施行規則第19条の2第1項第5号ホ、第19条の3第3号ニ、第19条の5、第34条の26第1項第4号ニ及び第34条の27の2関係）（国際統一基準行）</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 四半期ごとの開示事項 流動性比率開示告示第6条に規定する「単体流動性カバレ</p>	<p>品取引法第24条第1項若しくは第3項の規定に基づく有価証券報告書、<u>同法第24条の4の7第1項の規定に基づく四半期報告書又は同法第24条の5第1項の規定に基づく半期報告書</u>の公表後、速やかに行うことが適当である。</p> <p>開示告示第6条及び第9条に掲げる開示事項のうち、同告示別紙様式第8号第二面及び第三面に基づいて開示する場合には、同<u>四半期報告書</u>の公表後、変動要因の分析に要する時間を勘案しつつ、速やかに行うことが望ましい。</p> <p>他方、これ以外の開示事項については、同<u>四半期報告書</u>の公表後、速やかに行うことが望ましい。</p> <p>②、③ [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>Ⅲ－3－2－4－6 流動性に係る経営の健全性の状況の開示 （施行規則第19条の2第1項第5号ホ、第19条の3第3号ニ、第19条の5、第34条の26第1項第4号ニ及び第34条の27の2関係）（国際統一基準行）</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 四半期ごとの開示事項 流動性比率開示告示第6条に規定する「単体流動性カバレ</p>

改正案	現行
<p>ツジ比率に関する定量的開示事項」及び「単体安定調達比率に関する定量的開示事項」について、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。</p> <p>また、開示に当たっては、対象となる四半期の末日又は最終営業日（Ⅲ－２－３－４－４－３－１（１）（注）参照。）を基準日とする金融商品取引法第 24 条第 1 項若しくは第 3 項に規定する有価証券報告書、<u>同法第 24 条の 5 第 1 項に規定する半期報告書又は金融商品取引所の規則等に基づく四半期決算短信の公表後、速やかに行うことが望ましい。</u></p> <p>（注） [略]</p>	<p>ツジ比率に関する定量的開示事項」及び「単体安定調達比率に関する定量的開示事項」について、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。</p> <p>また、開示に当たっては、対象となる四半期の末日又は最終営業日（Ⅲ－２－３－４－４－３－１（１）（注）参照。）を基準日とする金融商品取引法第 24 条第 1 項若しくは第 3 項に規定する有価証券報告書、<u>同法第 24 条の 4 の 7 第 1 項に規定する四半期報告書又は同法第 24 条の 5 第 1 項に規定する半期報告書の公表後、速やかに行うことが望ましい。</u></p> <p>（注） [略]</p>
<p>Ⅲ－３－２－４－７ TLAC に係る経営の健全性の状況の開示（施行規則第 19 条の 3 第 3 号二、第 19 条の 5、第 34 条の 26 第 1 項第 4 号二、及び第 34 条の 27 の 2 関係）（TLAC 規制対象会社）</p> <p>（１） [略]</p> <p>（２） 個別の記載事項に関する留意事項 TLAC に係る開示事項は、開示告示第 4 条第 7 項（第 5 条第 6 項で準用する場合を含む。）、第 6 条第 3 項第 12 号から第</p>	<p>Ⅲ－３－２－４－７ TLAC に係る経営の健全性の状況の開示（施行規則第 19 条の 3 第 3 号二、第 19 条の 5、第 34 条の 26 第 1 項第 4 号二、及び第 34 条の 27 の 2 関係）（TLAC 規制対象会社）</p> <p>（１） [略]</p> <p>（２） 個別の記載事項に関する留意事項 TLAC に係る開示事項は、開示告示第 4 条第 7 項（第 5 条第 6 項で準用する場合を含む。）、第 6 条第 3 項第 12 号から第</p>

改正案	現 行
<p>14号までに掲げる事項となる。具体的には以下の点について留意が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的な開示事項について、前期から大幅な変化があった場合には、その要因に係る説明を行うこと。 ・ 四半期ごとの開示事項について <p>① 自己資本の充実の状況等（Ⅲ－3－2－4－4参照）に加え、TLACについても、開示告示第6条に規定する事項につき、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。開示告示第6条に掲げる開示事項のうち、TLACに係る事項を同告示別紙様式第7号又は第16号に基づいて開示する場合には、対象となる四半期の末日を基準日とする金融商品取引法第24条第1項若しくは第3項の規定に基づく有価証券報告書、<u>同法第24条の5第1項の規定に基づく半期報告書又は金融商品取引所の規則等に基づく四半期決算短信</u>の公表後、速やかに行うことが望ましい。</p> <p>② [略]</p>	<p>14号までに掲げる事項となる。具体的には以下の点について留意が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的な開示事項について、前期から大幅な変化があった場合には、その要因に係る説明を行うこと。 ・ 四半期ごとの開示事項について <p>① 自己資本の充実の状況等（Ⅲ－3－2－4－4参照）に加え、TLACについても、開示告示第6条に規定する事項につき、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。開示告示第6条に掲げる開示事項のうち、TLACに係る事項を同告示別紙様式第7号又は第16号に基づいて開示する場合には、対象となる四半期の末日を基準日とする金融商品取引法第24条第1項若しくは第3項の規定に基づく有価証券報告書、<u>同法第24条の4の7第1項の規定に基づく四半期報告書又は同法第24条の5第1項の規定に基づく半期報告書</u>の公表後、速やかに行うことが望ましい。</p> <p>② [略]</p>